

(平成21年6月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年9月、48年9月、49年9月、50年3月、同年9月、51年1月、同年3月、同年9月、52年1月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年9月
② 昭和48年9月
③ 昭和49年9月
④ 昭和50年3月
⑤ 昭和50年9月
⑥ 昭和51年1月
⑦ 昭和51年3月
⑧ 昭和51年9月
⑨ 昭和52年1月
⑩ 昭和52年7月
⑪ 昭和56年1月
⑫ 昭和56年7月
⑬ 昭和57年1月
⑭ 昭和57年7月
⑮ 昭和58年1月
⑯ 昭和58年4月
⑰ 昭和58年10月
⑱ 昭和59年4月
⑲ 昭和59年10月
⑳ 昭和60年4月
㉑ 昭和60年10月
㉒ 昭和61年4月

㉓ 昭和 61 年 10 月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 47 年 9 月から 52 年 7 月までの期間（申立①から⑩まで）の納付記録及び 56 年 1 月から 61 年 10 月までの期間（申立⑪から㉓まで）の加入と納付の事実を確認できないとの回答を受け取ったが納得がいかない。申立期間の保険料は、社会保険事務所や市役所で手続を行い納付してきた。国や県の事務所に臨時で勤めた時は、退職に際して上司からもきちんと国民年金への加入手続を行うように言われた。また、未納期間は社会保険事務所に相談してまとめて保険料を納付してきた。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中（15 年 11 か月）は未納がなく、過誤納により 5 回の還付を受けている上、付加保険料を 8 年 1 か月の期間にわたって納付し、厚生年金保険の任意継続制度に 3 年 9 か月加入するなど、申立人に係る国民年金保険料の納付意識は比較的高かったものと考えられる。
- 2 申立期間①から⑩までについては、申立人は、市役所から保険料の未納を指摘され、その未納期間の保険料をまとめて納付したことがあるとしており、事実、社会保険事務所の記録により、昭和 55 年 6 月 30 日に 40 年 4 月から 41 年 5 月までの期間及び 42 年 3 月の保険料を特例納付したことや、55 年 7 月 22 日に 53 年 7 月、54 年 1 月、同年 7 月及び 55 年 1 月の保険料を過年度納付したことが確認できることから、納付意識が高かった申立人がこの時点で特例納付が可能であった申立期間①から⑩に係る保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。
また、社会保険事務所の記録から、特例納付が確認できる昭和 40 年 4 月から 41 年 5 月までの期間及び 42 年 3 月の保険料並びに申立期間①から⑩までの保険料を特例納付した場合に必要な保険料相当額と一致する金額が、申立人から提出された申立人名義の預金通帳により預金口座から払い出されていることが確認できるとともに、当時記載されたと思われる「国・未」のメモが確認できることから、申立内容に不自然さは見当たらない。
- 3 一方、申立期間⑪から㉓までについては、昭和 55 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格の取得により国民年金被保険者資格を喪失後、平成 3 年 1 月 1 日に同資格を再取得するまでの間、A 市役所及び社会保険事務所の記録とも申立人が国民年金の再加入に係る手続を行った形跡が見当たらない上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、平成3年1月時点では、申立期間⑪から⑬までは、いずれも時効により保険料を納付することができない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩についての国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年4月まで
② 昭和40年5月から44年3月まで

実家にいた申立期間①及び結婚後の申立期間②は、いずれも町内会の集金で保険料を納めていた。昭和41年10月に夫が厚生年金保険から国民年金へ切り替えたときにも、社会保険事務所又は市役所のA支所のどちらかで夫と私の国民年金の手続を行い、夫の分と一緒に保険料を納付した。夫の納付記録があるのに、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、婚姻前の実家に暮らしていた昭和40年4月までは、自治会を通じて保険料を納付していたと主張しているところ、事実、社会保険事務所の記録により、申立期間直前の38年8月から39年3月までの期間は、当該期間の直前まで加入していた厚生年金保険からの切り替え手続を適切に行い、保険料も納付済みであることが確認できることから、申立内容に不自然さは無い。

また、申立人は、昭和38年8月に会社を退職後、40年5月に婚姻のため住所を異動するまでの間は、別の会社でアルバイトをしており、経済状況及び生活状況に変化は無かったとしているところ、事実、申立人がアルバイトをしていたとする会社が申立期間当時に申立人の記憶する所在地に存在していたことが確認できることから、申立内容には信憑^{びよう}性が認められる。

2 一方、申立期間②については、社会保険事務所保管の申立人の特殊台帳から「不在被保険者確認昭和40年12月31日」及び「転出先判明昭和44年11月

27 日」との記載が確認できることから、申立期間②の大部分は、社会保険事務所及び市役所において、申立人の住所地は把握されておらず、その結果、納付組織へ連絡がいかなかったため、申立人は、保険料を納付できなかったものと推認される。事実、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録においては、申立期間直後の昭和 44 年 4 月から同年 12 月までの保険料が同年 12 月 29 日に納付されたことが確認できるものの、それ以前の期間に保険料が納付された形跡が見当たらない。

また、申立人は、その夫が厚生年金保険から国民年金へ切り替えた際、自身も国民年金の種別変更手続を行ったとしているが、申立人の所持する国民年金手帳、市役所保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所保管の特殊台帳のいずれからもその夫と一緒に種別変更手続を行った形跡がうかがえないなど、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月から40年3月まで
② 昭和40年4月から同年10月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年4月から40年10月までの期間については納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

当時、町内会長から国民年金への加入案内があり、母が加入手続を行った。加入当初は、母が納税組合の会計担当者に保険料を納めていた。婚姻後は、妻が夫婦二人分の保険料を町内会へ納めていた。昭和40年9月20日付けの国民年金手帳保管証が手元にあり、班長として集金した記憶もある。

また、当時は会社に勤めて収入を得ていたので、保険料を納められない状態ではなく、納付記録が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付したとするその妻も、申立期間直後の1年を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、申立人夫婦の納付意識は比較的高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月31日に夫婦連番で払い出されていることから、この時点では申立期間②の保険料を現年度納付することが可能であり、事実、その妻に係る申立期間の保険料は納付済みとなっていることを考えると、納付意識の比較的高かったその妻が、申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その後、誤った事務処理により

誤適用として取り消されるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった形跡がうかがえる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人が加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその母は既に他界しているため、申立人の国民年金の加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月31日に夫婦連番で払い出されている（その後、誤適用として取り消されている。）が、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない上、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、その妻と同居を開始した昭和39年11月以降は、その妻が申立人と二人分の保険料を納付していたとしているところ、その妻の同年11月から40年3月までの保険料は未納であり、自身も保険料をさかのぼって納付した記憶も無いとしている上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年3月まで

私の夫は国民年金制度発足時から年金に加入していたが、私は農家の嫁であり未加入であった。義父が亡くなった昭和39年10月ごろ、私も国民年金に加入しようと思い、夫に加入手続をしてもらい、その時にさかのぼって2年間分の保険料を納付してもらった。国民年金加入後は60歳まで保険料を納付し、さらに1年間任意加入をして保険料を納付した。社会保険事務所で41年4月に国民年金に加入していると言われたが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間以降の国民年金保険料をすべて納付し、60歳以降には任意加入を行って保険料を納付しており、その夫についても国民年金加入期間内は保険料をすべて納付していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その夫が申立人に係る国民年金の加入手続を行った際、市役所の職員から時効により2年間分の保険料しか納付できないと言われたため、過去2年分の保険料を市役所で納付したとしているところ、市役所からは、申立期間当時、市役所内に銀行派出所が存在したとの回答が得られた上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点（昭和41年4月）では特例納付制度の実施期間外であったことから、2年間分の保険料しか納付できないと言われ市役所で保険料を納付したとする申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人が自身の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付を行ったとするその夫も加入時期については明確でないと証言していることから、申立

人の夫が申立人に係る国民年金の加入手続を行った時期は、社会保険事務所の記録どおりの昭和41年4月であったと考えられ、これを前提とすると、納付意識の高い申立人の夫がこの時点で過年度納付が可能であった39年1月から41年3月までの保険料を納付したとしても不自然でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から42年12月まで
② 昭和45年12月
③ 昭和46年1月から53年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②については、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

申立期間①については、当時、私は学生であったが、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間②については、私自身で国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間③については、定額の国民年金保険料に加え、付加保険料を納付していたはずなのに、付加保険料の納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険庁の記録及びA市役所（現在は、B市C区役所）の被保険者名簿から、納付済みの昭和44年9月から45年12月までの国民年金保険料が厚生年金保険被保険者期間との重複を理由として、46年1月及び平成15年7月に還付されていることが確認でき、社会保険庁の記録を前提にしても、昭和45年12月については、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められることから、同年12月の保険料は納付されていたものとするのが適正である。

2 申立期間①については、申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、その母は既に他界しているため、国民年金

の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間のうち、昭和40年4月は申立人の20歳到達前であり、国民年金に制度上加入できない期間である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は昭和44年4月1日を強制加入の資格取得日として払い出されていることが確認できるが、これは市役所及び管轄社会保険事務所の記録により、市役所が43年6月から44年12月の間に実施した、その当時の国民年金未加入者に対する適用対策事業の一環として払い出されたものであると推認できる上、氏名検索によっても、申立人にそれ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付又は特例納付のいずれかの方法によらなければ納付できないところ、申立人はその母から保険料をまとめて納付したとの話を聞いた記憶は無いとしている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳、A市役所の国民年金被保険者名簿及びB市役所の被保険者名簿からは、国民年金保険料の定額保険料の納付記録は確認できるものの、申立人が国民年金所得比例被保険者であることをうかがわせる記録は見当たらない。

また、申立期間③当時の市役所では、定額保険料と付加保険料とは同一の納付書で合計額を納付する方法であったことが確認できることから、同一の納付書で定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料についてのみ納付済みとなり、付加保険料については未納となることは考え難い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳からも所得比例被保険者であることをうかがわせる形跡は見当たらない上、付加保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）も無く、ほかに付加保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②についての国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和43年10月から53年3月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

私と妻は、昭和61年に家を新築するために当時のA機関から各々300万円の融資を受けたが、この融資を受けるには国民年金に15年以上加入し、かつ、国民年金保険料を15年以上納付していなければならないので45年ごろから国民年金に加入し保険料を納めていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及びその妻は、昭和61年5月5日に家屋を新築する際、B銀行C支店を窓口として当時のA機関から各々300万円の計600万円の融資を同年7月16日に受け、同年7月21日にA機関を抵当権者とする抵当権設定登記を行ったことが確認できる。この融資額を受けるには国民年金保険被保険者期間及び国民年金保険料納付済期間が15年以上必要とされており、A機関の債権回収事業を承継したD機関の証言及びA機関発行の「年金融資の受け方（昭和61年度版）」パンフレットの記載内容からも、その融資要件は明らかであることから、申立人及びその妻への融資実行当時、申立期間の大部分は保険料が納付済みであったと考えられる。

さらに、社会保険庁及びE市役所の国民年金被保険者名簿の記録によれば、申立人に別の国民年金手帳記号番号が昭和49年10月28日に既に払い出されていたが、当該手帳記号番号における国民年金加入期間の保険料はすべて未納

とされている上、当該記録はその後の平成20年10月20日に至って重複を理由として取り消されるなど行政側の記録管理が適切に行われていなかった疑いが認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとするその妻は既に他界しており、当時の保険料納付状況は不明であるものの、申立人及びその妻に上記の融資が行われていた事実、並びに申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された時期は第2回及び第3回特例納付期間内であったことを考慮すると、納付意識が高かった申立人及び申立人の保険料を納付していたその妻が申立期間の保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和44年7月から47年3月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

私は生まれてからずっと両親と同居しており、両親は国民年金保険料をすべて納めているのに自分の保険料が未納となっているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付は、申立人と同居していたその母が行っていたと申し立てている。社会保険庁の記録では、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料はすべて納付され、かつ、厚生年金保険との切替手続も概ね適切に行われているとともに、申立人の父母も国民年金制度発足と同時に加入手続を行い、60歳到達までのすべての期間の保険料を納付していることから、申立人の父母に係る保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、国民年金手帳払出簿から、申立人に昭和44年7月11日を資格取得日とする国民年金手帳記号番号が47年6月27日に払い出されたことが確認でき、この時点で申立期間のうち過年度納付することが可能な期間の過年度納付書が発行されていた可能性は高かったと考えられる。事実、管轄社会保険事務局は、国民年金被保険者の異動及び記録の訂正が行われたことにより被保険者が過年度納付する必要がある場合には、毎年定時の6月及び12月に過年度納付書を被保険者に送付していたと回答しており、これを前提とすると、47年12月には申立人に対して過年度納付書が発行されていたと推認できることから、納付意識が高かった申立人の父母が、この時点で納付可能な45年10月か

ら47年3月までの保険料を納付していなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年8月1日まで

社会保険事務所に照会したところ、資格取得日が昭和23年8月1日となっているが、A社（現在は、C社）に入社したのは17年6月1日である。養成所での養成期間とD島へ軍属として徴用されていた期間は厚生年金保険に反映されないことは納得しているが、復員後の申立期間については厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B所の勤務経歴の記録、事業主の証言及び同僚の証言から判断すると、申立人が昭和22年6月1日から継続して当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に復員した同僚の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から同年11月26日まで

私は、B事業所を退職後、実家のあるC市には帰らず、かつて勤務していたD市のA社に昭和32年2月1日から再就職した。それにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないため、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言、申立期間当時にA社で撮影された申立人の写真並びに申立人の同社への入社から退社するまでの勤務状況及び事実経過の具体的な説明から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が記憶している給与額及び同僚の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われたものと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年2月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から60年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から60年11月まで

私は、親に老後のためと勧められて昭和45年3月ごろ、市役所のA連絡所で国民年金加入手続きを行い、申立期間の保険料は、47年ごろからスーパーで働き、その給料から毎月、A連絡所に納めていた。保険料額や領収書を受け取っていたかどうかは、覚えていない。

また、平成6年に夫が倒れ入院、退職となり、生活も苦しかったが申請免除制度も知らず、私が工場で働いて納め続けてきた。

このように国民年金に加入してからは、生活が苦しくても納めてきており、生活状況に変化は無く、資格を喪失した覚えもないのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は生活状況に変化は無く、資格を喪失した覚えもないと主張しているが、申立期間前後は国民年金任意加入期間である上、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和58年8月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、60年12月3日に再度、任意加入資格を取得している旨の記載が確認できることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、市役所及び社会保険事務所の記録も、申立人の所持する国民年金手帳の記載内容と一致しており、行政側の記録管理上の問題も見当たらない上、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から7年3月までの期間及び7年11月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 ① 平成6年9月から7年3月まで
② 平成7年11月から8年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、平成6年9月から7年3月までの期間及び7年11月から8年3月までの期間の保険料納付事実が確認できなかったとの回答を受け取ったが、納得できない。申立期間当時は大学生であったが、毎月納付書により銀行の窓口で家賃を納めるときに保険料も一緒に納めていた。同様に納めた期間で、納付記録と未納記録があるのは納得できない。A市で納付した期間すべての納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に学生であり、国民年金保険料を毎月、市役所から送付された納付書により銀行の窓口で納付していたとしているが、7か月と5か月の合わせて12か月にわたり、関係機関が納付記録を入力ミスすることは通常考えられない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や申立期間前の2年5か月間の保険料はその父が納付し、申立期間の保険料は自ら納付したとしているが、当時の申立人が居住していたA市及び管轄の社会保険事務所の記録からは、いずれの申立期間についても保険料納付をうかがわせる形跡が見当たらない上、記録管理上の問題も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年5月3日から33年2月17日まで
② 昭和33年2月17日から36年7月26日まで

厚生年金保険の被保険者期間照会をしたところ、昭和31年5月3日から36年7月26日までは脱退手当金受給のため被保険者期間にされないという回答があったが、脱退手当金を受け取った覚えが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の被保険者名簿における申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている脱退手当金受給資格者56人について確認したところ、35人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち31人が資格喪失後5か月以内に支給決定がなされている。このうち連絡先が把握できた2人は、脱退手当金の請求手続は会社が代行し、脱退手当金を受給したと証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和36年12月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間の10か月後に厚生年金保険に再加入した事業所での申立人の被保険者台帳記号番号は、申立期間とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月17日から25年4月1日まで
② 昭和27年8月4日から同年11月25日まで
③ 昭和28年6月23日から同年10月2日まで
④ 昭和28年10月17日から29年1月30日まで
⑤ 昭和30年1月20日から同年6月24日まで

船員保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①から⑤までについては、船員保険に加入した事実が無いとの回答があった。

当該期間は船舶に乗船しており、船員手帳に記録がある期間について船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する船員手帳の記録から、申立期間①から⑤までについて船員手帳に記載されている船舶に船員として乗船していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、申立期間①から④までについては、当該船舶及び船舶所有者とも船員保険の適用事業所となっていた事実が確認できない。

また、申立期間①及び④について申立人は、同僚の氏名を記憶していないこと並びに申立期間②及び③において申立人が一緒に乗船していたと記憶する同僚の連絡先が不明のため、申立期間における保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、申立期間⑤については、当該申立期間の一部について当該船舶の船舶所有者は船員保険の適用事業所であったことが確認できるものの、登録されている船舶名は船員手帳に記録されている船舶名と異なっており、申立人が一緒に乗船していたと記憶する同僚の氏名は当該事業所の船員保険被保険者名

簿に無い上、同名簿から確認できる当時の船員に照会したところ、いずれも申立人の氏名を記憶していない。

加えて、申立人はすべての申立期間に係る船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、当時のすべての事業主も連絡先を確認することができないため、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人のすべての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 16 日から 35 年 1 月 3 日まで

私はA市から嫁いできてB社に入社した。私よりも2、3か月遅れて入社した同僚は、入社して間もなく厚生年金保険に加入している。私は退職するときに失業保険被保険者離職証明書を発行してもらっていることから、厚生年金保険にも加入していると思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管していた失業保険被保険者離職証明書及び労働者名簿から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は申立人の申立期間における厚生年金保険料を控除していないとしており、当時の事業主の娘（現事業主の妻）も「従業員をすべて厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と証言している。

また、申立人は、当時、その夫が勤務していたC社における船員保険の被扶養者であったとしている上、健康保険証も申立事業所から手渡された記憶は無く、夫の健康保険証を使っていたとしていることから、健康保険のみ夫の船員保険の適用を受け、申立事業所で厚生年金保険にだけ加入するとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
A社で厚生年金保険に加入していた申立期間は脱退手当金を受給していない。受給したのであれば、支払日、支払額、振込銀行口座等を確認しないと納得できないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月1日から同年12月14日まで
② 昭和22年12月14日から33年5月15日まで

A社B工場に勤務していたが、不景気で希望退職募集に応募し、昭和33年5月15日に退職した。その際に事務の女性社員から「厚生年金保険はどうする。」と聞かれ、退職後にどこかに勤めるつもりで「そのままにする。」と答えた。退職後は実家に帰り、しばらくは再就職せずに34年9月に結婚した。

平成12年にもらい忘れた年金の調査をしてもらったところ、C社D工場とA社B工場での厚生年金保険加入期間の脱退手当金が支給済みとの回答があった。自分は脱退手当金をもらった記憶は無く、受給の手続を行った記憶も無いため納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の被保険者名簿で確認できる女性被保険者のうち、申立人が退職した前後の昭和32年6月から34年12月までに資格喪失した脱退手当金受給資格者52人について確認したところ、51人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち50人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。このうち連絡先が把握できた5人は、いずれも「退職時に脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれた。」と証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、申立

期間後に申立期間①と同一会社の別工場に勤務した際の被保険者記号番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。